(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

長井市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

長井市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○特許庁告示第十六号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月九日

特許庁長官　岩井　良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第三十三号	平成二十四年八月一日	株式会社廣済堂 東京都港区芝4―6―1 2 代表者　長代　厚生	三十七　先行技術調査（映像機器）	株式会社廣済堂 東京都港区芝3―4―12

○国土交通省告示第八百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業の事業計画の変更（第七回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年五月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　岩手県盛岡市下太田杉田及び下太田谷地の各一部並びに本宮字稲荷、字小屋敷、字熊堂、字泉屋敷、字谷地、字林古及び字宮沢の全部並びに本宮字荒屋、字鬼柳、字小幅、字野古、字蛇屋敷、字松幅、字平藤及び字久保筋の各一部並びに向中野字向中野、字野原、字五合田、字千刈田、字台太郎及び字八日市場の全部並びに向中野字石川町、字才川、字鶴子、字道明、字中島及び字細谷地の各一部並びに下鹿妻字北の一部並びに飯岡新田1地割、飯岡新田3地割、飯岡新田4地割、飯岡新田5地割及び飯岡新田8地割の各一部並びに飯岡新田2地割の全部並びに南仙北一丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　盛岡広域都市計画事業盛岡南新都市土地区画整理事業

五　事務所の所在地　岩手県盛岡市西仙北一丁目十六番十号

六　事業計画の認可の年月日　平成六年五月二十四日

七　事業計画の変更（第七回）の認可の年月日　平成二十四年八月九日

○国土交通省告示第八百九十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年五月十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　山形県山形市大字松原字大明神山の全部並びに大字松原字雨ケ沢、字石原坂、字坂ノ上、字長者屋敷、字堤頭、字八ケ森、字原、字弥陸原、字峯岸及び字山ノ神の各一部並びに大字黒沢字沢、字雨ケ沢の各一部並びに金瓶字狼石山の全部、字高谷山の全部並びに上山市金瓶字高谷山、字山ノ上及び字狼石山の各一部並びに北町字外原の一部並びに大字松原字大明神山の全部、字坂ノ上の全部並びに大字松原字原の一部

四　土地区画整理事業の名称　山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業

五　事務所の所在地　山形県山形市大字松原一五〇四番地二

六　事業計画の認可の年月日　平成十三年五月十六日

七　施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十四年八月九日

○国土交通省告示第九百号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年八月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表七八の項及び八三の項を削り、一六二の項中「宮浦港と木江港との間」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第百九十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年八月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯二六度、北緯二六度四二分、東経一二六度、東経一二六度五六分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯二八度一〇分東経一二七度一〇分、北緯二八度一〇分東経一二九度五〇分、北緯二六度五〇分東経一二七度一〇分の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十四年八月二十日から平成二十四年九月十三日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　十管区水路通報第三十一号（平成二十四年八月十日発行）、十一管区水路通報第三十二号（平成二十四年八月十日発行）

○環境省告示第百十九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）別表第四の備考4及び5の規定に基づき、環境大臣が定める湖沼及び海域を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年八月九日

環境大臣　細野　豪志

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の備考4及び5に規定する環境大臣が定める湖沼及び海域

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則別表第四の備考4及び5の環境大臣が定める湖沼及び海域は、昭和六十年五月環境庁告示第二十七号（窒素含有量又は燐（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件）に規定する湖沼及び平成五年八月環境庁告示第六十七号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域を定める件）に規定する海域とする。